

# 【消費生活の窓口から】 自宅にある製品、リコールされていませんか？

## ～身の回りの製品を点検しましょう！～

ご家庭に長期間使用している製品や、リコール対象製品はありませんか？

11月は製品安全総点検月間です。製品は長期間使用すると、経年劣化による発火やけが等の事故に至るおそれがあります。普段は使用していない製品についても、その使用頻度にかかわらず品質や性能は低下します。また、リコール対象製品を使い続けて出火する火災や事故が、多く発生しています。これを機会に掃除や点検を行い、修繕などの安全対策を講じ、想定外の事故に対するリスクを軽減させましょう。

### 【アドバイス】

◆定期的に掃除をすることで製品事故の防止につながります。

◆製品には耐用年数があります。異変を感じたら、製造事業者や販売事業者に相談して点検をしてもらいましょう。

◆消費者庁のリコール情報サイトやリコール情報メールサービスを利用しましょう。

◆お持ちの製品がリコールされたらすぐに分かるよう、所有者登録サービスに登録しましょう。

◆リコール対象製品を使い続けることは大変危険ですので、お持ちの製品がリコール対象になったら、すぐに使用を中止しましょう。事業者によるリコールの詳細を確認し、事業者につながらない、どこに聞けばよいか分からない場合等は消費生活相談窓口か消費者ホットライン(局番なしの188番)に相談しましょう。いやや

※詳しくは、消費者庁ホームページ「自宅にある製品、リコールされていませんか？」、「子ども安全メール from 消費者庁』Vol.474 11月は製品安全総点検月間です。身の回りの製品を点検しましょう。』」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口(住民税務課 住民G内) ☎662-2593